

子ども食堂が拓く新たな生活支援の形 —子どもを主体としたつながりに向けて—

大妻女子大学 加藤 悦雄

はじめに

今年の4月に、子ども食堂が全国に2,286カ所あるという調査結果が報告された（毎日新聞 2018）。子ども食堂の広がりには社会政策の産物ではなく、社会現象として理解することが適切である。それではどうしてここまでの広がりを見せたのか。本稿では共感を得やすいテーマ、活動条件の整えやすさ、さらに新しい価値の創造など複数の観点から説明していく。このうち共感を得やすいテーマについて、多くの人が身をもって経験したことのある“お腹を空かせた経験”にひとつのヒントが含まれているのではないかと。

さて、子ども食堂の広がりには子どもの貧困問題の発見を契機としているため、例えば、活動頻度等から貧困対策として疑問視する声、不十分な貧困施策を補完させたい国の思惑、貧困対策と対置させた地域交流に活路を見出そうとする考えなど、子ども食堂の機能を巡って混乱も見受けられる。そこで、国連総会によって採択された子どもの権利に基づく貧困の定義を活用することで、ひとつは貧困の烙印（スティグマ）を付与することなく、子ども食堂が子どもの貧困問題をはじめとする生活困難に多角的に向き合えるということ、いまひとつは子どもの貧困解消に向けた国家の義務と子ども食堂の機能を切り分けて考えることが可能になることを示していく。

筆者も2016年から学生とともに子ども食堂に取り組んでいるが、一人ひとりの子どもが、言わば“子どもを主体としたつながり”を経験できることを基本的な目標に据えている。特定非営利活動法人「こどもの里」代表の荘保共子は、「まず目の前の『一人の子ども』をみよう。その一人の子どもの困難をなくすことに尽くし、知恵を

出し、連携して制度を創り出そう。一人の子どもの困難に添えてゆくことが、すべての子どもにつながる」（荘保 2016, 517）と述べている。

現在、増大した子ども食堂を一過性のムーブメントに終わらせず、有効な社会資源や福祉事業として定着させるための条件づくりに関する議論が進んでいる。本稿ではそうした議論の一端も紹介するが、むしろここでは例えその日に一人の子ども、または一組の親子の利用だけしかなかったとしても、その一人の子ども、一組の親子にとって子ども食堂での経験が有意義なものとなるための要件について考えていく。ここでも子どもの権利の視点が大きな手がかりを与えてくれる。

1. 子ども食堂の広がりをどう理解するか

(1) 子ども食堂の広がりの要因

現在の子ども食堂という名称を用いた活動は、2012年8月に「気まぐれ八百屋だんだん」によって始まったとされ、2013年4月には「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」により「要町あさやけ子ども食堂」がスタートする（栗林 2018, 62）。そして、2016年5月末時点で全国に319カ所あるという調査結果が報告され（朝日新聞 2016）、2018年4月には全国に2,286カ所開かれているという調査結果が報告された（毎日新聞 2018）。調査の実施主体である「こども食堂安心・安全向上委員会」によると、全国2,286カ所のうち東京で335カ所、大阪で219カ所、神奈川で169カ所、さらに子どもの貧困率の高い沖縄で127カ所開かれている（毎日新聞 2018）。

このような子ども食堂増大の背景にある基本的事実として、2009年10月（民主党政権時代）に政府が子どもの相対的貧困率のデータを公式発表し、6人に1人の子どもが貧困であるということが認識された点を挙げるができる。それでは子どもの貧困問題に対するひとつの応答の形として、どうして子ども食堂だったのか。子ども食堂の大部分は、地域住民を主体とした活動である。共感を得やすいテーマ、活動条件の整えやすさ、さらに

Etsuo KATO

大妻女子大学家政学部児童学科
〔著者紹介〕（略歴）東洋大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士
後期課程満期退学。現在、大妻女子大学家政学部児童学科准教授。子
どもの権利条約総合研究所事務局次長。
〔専門分野〕児童福祉学、子どもの権利論、保育者養成

新しい価値の創造など複数の要因が考えられる。

子ども食堂の名付け親である「だんだんこども食堂」は活動を始めたきっかけとして、近所の小学校の副校長先生から、母親がうつ病を患っていたり、シングルマザーで仕事に追われるなどして、給食以外の朝晩をバナナ1本で過ごす子どもがいることを聞いた点であると述べている（NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク2016, 166）。このように子どもの相対的貧困率が発表された後、地域の人びとは子どもの貧困を意識化することで、自分たちの身近な場所に貧困に苦しむ子どもが存在する事実気づかされていく。

そして、貧困であることからイメージされる最も切実な問題として、多くの人は食の問題に思い至ると考えられる。私たちの中で一時的にせよひもじい思いをした経験のない者はめったにいない。多くの人はお腹を空かせることが辛いということを、身をもって経験している。そうであるからこそ、本来食べ盛りの子どもの貧困によって毎日のようにお腹を空かせているかもしれないという問題に、人びとの心は揺り動かされたのである。

そして、お腹を空かせている子どもに食事を提供するという活動は、比較的取り組みやすい活動である。最低限、調理をする場所、食材、調理をする人がいれば提供できる。このように活動条件を整えやすく、問題意識を形にしやすいという点が、子ども食堂が拡大したひとつの要因ではないか。さらに、問題意識を抱いた人びとが行動へ踏み切ることを力強く後押しした活動があった点を明記しなければならない。2015年4月に「こども食堂ネットワーク」が結成され、「こども食堂の作り方講座」「こども食堂サミット」の定期的開催など、子ども食堂の啓発イベントを軸にソーシャルアクションが展開されたことである（栗林2018, 64）。

(2) 社会現象としての子ども食堂

子ども食堂の広がりや社会政策の産物としてではなく、ひとつの社会現象として理解することが適切である。どうしたことだろうか。例えば、児童福祉法には数多くの児童福祉事業や児童福祉施設が規定されているが、そうした事業の多くは中央官庁のコントロールによる自治体計画（子ども・子育て支援事業計画等）、すなわち福祉ニーズ調査に基づく計画行政によって近年全国的な量的整備が図られてきた。その一方で、子ども食堂は地域住民の主体性をベースに拡大したという意味で、国家的な社会政策とは一線を画する動きである。今後、子ども食堂もわずかな補助金と引き換えに、国家政策に取り込まれていく可能性はある。

しかし、「池袋こども食堂」の石平晃子は次のように述べている。「今の日本で本当に食に事欠く子がいるの？と

衝撃を受けた多くの人たちが、とにかく何かしたいとの思いで動き出した。『おいしい!』『お腹一杯!』と喜んでくれたらそれでいい、という思いが子ども食堂のスタートラインだ。しかし、お金がなくて本当に大変な思いをしているという訴えを、月に2回開催の子ども食堂が根本的に解決できるわけではない。私たちが今できていると思うこと、それは温かいご飯の用意と、食事を介して“人とのつながりの貧困”をなくすお手伝いではないかと思う。親であれ子であれ、一人で抱え込んで自分を追いつめないでほしい。人とのつながりの回復は、支援している立場の人も享受させてもらっている。『一人暮らしで鍋なんてやらないから、今日はすごく楽しかったわ』というボランティアさんもいた。実はお互い様の存在で、地域ですれ違っている人が出会える場なのである」（石平2016, 91-92）。

子どもの6人に1人が貧困である、さらにひとり親家庭の子どもの半数が貧困であるという深刻な課題に、地域住民が自主的に食材などを工面し、月に1~2回子どもに食事を提供することで、根本的な解決を図ることはできないであろう。

しかし、活動をとおして子どもたちと出会うことで初めて見えてくることも多い。例えば、経済原理の優先によって、コミュニティが失われつつあり、私たちは同じ地域の多様な人と出会うことが減少している。事実少し前まで、身近な子どもの貧困に気づかずに生きてきた。また、私たちおとなは子どもたちに同調圧力をかけ適応を強いることが多く、一人ひとりの子どもが自分らしく生きることを難しくさせていたのではないか。子どもの貧困問題に対して子ども食堂の果たすことのできる役割とは何か。さらに、どうすれば貧困問題を根本的に解決できるのか。子ども食堂が地域住民の主体的な活動であるが故に見出される、一人ひとりの参加者が主体的に考えること、地域における多様な隣人との出会い、新しいコミュニティづくりの可能性をどのように確保できるだろうか。

2. 子どもの貧困問題と子ども食堂の役割

(1) どうして子どもの貧困は改善しないのか—政府の不作為を巡って

それでは深刻化する子どもの貧困問題に対して、子ども食堂はどのような向き合うことができるのか。政府が初めて発表した2009年の子どもの相対的貧困率（以下、貧困率と略す）は15.7%であったが、2012年には16.3%に悪化している点が判明した。さらに、母子または父子のひとり親家庭に限ると、母子家庭の母親の就業率は8割を超えているが、2009年の貧困率は50.8%、2012年の貧困率は54.6%に悪化した。また、年齢別で見ると親の年

年齢が20代前半の子どもの貧困率が高い。国際的な基準である相対的貧困率とは、子どもや家族が身を置く社会の一般的な生活水準（あるいは生活の必要）を著しく欠落させた状態のことであり、所得分布の中央値の50%未満で生活する人の割合である。

こうした事態を惹起させてきた象徴的な出来事として、2000年代に日本はOECD諸国の中で唯一、政府の介入によってむしろ子どもの貧困を悪化させている国であることが判明した。政府が介入する前は12.8%であった子どもの貧困率を、税制と給付などを通して政府が介入した結果、13.7%に押し上げていた（子どもの貧困白書編集委員会2009, 26）。このように、政府が所得再分配・貧困削減機能を全く果たしていない事態を前に、当時阿部彩は「子どもの貧困率の逆転現象」として提起した（阿部2008, 95）。

日本では家族関係社会支出や教育に対する社会支出など、子どもに対する公的支出が極端に低い状態にある。内閣府によると日本の家族関係社会支出の対GDP比は、わずか1.31%（2015年度）であり、3.79%のイギリス、3.64%のスウェーデン、2.92%のフランス（日本以外は2013年度）などと比較して低い水準となっている。なお、家族関係社会支出とは家族を支援するために支出される現金給付や現物給付であり、児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援事業費、保育所等運営費、出産費、育児休業給付、生活保護における出産扶助・教育扶助、就学援助等によって構成されている。

こうした事態を前にして政府は2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014年8月には「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」を閣議決定した。しかし、大綱に示された重点施策を確認すると、「税制や児童手当等の改善によって、いかに所得の再分配の強化を図るのか、という点は子どもの貧困対策の範疇から外されて」おり（湯澤2016, 499）、貧困家庭の経済的基盤を改善する実効性は疑問視される。

(2) 国連による子どもの貧困の定義

日本国憲法第25条には人びとの健康で文化的な生活を保障する国の義務が規定されている。さらに1989年に国連で採択され、1994年に批准された「子どもの権利に関する条約」（Convention on the Rights of the Child：以下、子どもの権利条約）第6条には、すべての子どもの生命・生存・発達を確保する締約国の義務が規定されている。このように子どもの生活（生命・暮らし・人生）や発達を脅かす子どもの貧困問題を解決する責務は明確に政府に所在する。それでは子どもの貧困問題を子ども食堂など民間に補完させたいという思惑を抱えた政府に対

して、私たちはどう向き合うとよいのか。

2007年1月に国連総会子どもの権利に関する決議において採択された子どもの貧困の定義を手がかりとして、子どもの貧困解消に向けた国家の義務と子ども食堂の機能を切り分けて考える視点を提起したい。まず、国連総会で採択された子どもの貧困の定義を確認する。

《国連総会（2007）において子どもの貧困の強力な定義を採択したことのユニセフによる記事》

国連総会は、子どもの権利に関する今年の決議のなかで、「貧しい生活を送っている子どもたちは、栄養、飲料水と衛生設備、基本的な保健サービスの利用、住居、教育、参加、保護などを奪われている。モノやサービスが極端に不足すると、だれもが悪影響を受けるものだが、そのことでもっとも大きな脅威を受けて傷つくのは子どもたちである。子どもたちは権利を享受できず、潜在能力を十分に発揮することも社会の一員として参加することもできないまま取り残される。」と述べた。

国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、“子どもの貧困”とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識を示した。この新しい定義によれば、“子どもの貧困”の測定は、一般的な貧困のアセスメント（しばしば所得水準が中心となる）といっしょにすることはできない。なぜなら栄養、飲料水、衛生設備、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要があるからだ。

ユニセフはこの決議を歓迎した。貧困を所得だけで分析すると、貧困によって被害を受けた子どもたちの経験を十分に理解することができないというのが、長年ユニセフがとってきた立場であった。“所得の貧困”は、社会的疎外や差別、保護の欠如など、貧困がもたらすほかの側面を説明していない。これらはすべて、モノとサービスを利用することに限りがあるという状況とあいまって、子どもたちの精神的、肉体的、情緒的な発達に計り知れない影響を及ぼしている。貧困の悪循環を断つ最良の方法は、子どもたちに投資することである。（中略）貧困が“所得の貧困”だけで説明できないと理解されれば、子どもたちが貧困によってどのような経験をしているか広くとらえ、それに対処することが必要になる。それは、子どものために良い変化をもたらす政策を通じて達成される（ユニセフ2007）。

国連総会において採択された子どもの貧困とは、お金

がないという所得の問題であると同時に、栄養、飲料水、衛生設備、保健、住居、教育、情報、参加、保護など具体的なモノやサービスの不足、さらに社会的に疎外されたり差別されることにより、子ども自身大きな脅威を受けて傷つき、社会の一員として参加することも潜在能力を十分に発揮することもできないまま取り残されること、つまり子どもの権利条約に規定されているすべての権利の否定である。さらに、子どもの経験に着目するユニセフの解釈により、金銭・サービス・参加など子どもの生活条件の欠如ということが、子ども期に必要な多様な生活経験を奪っていること（経験の貧困）も含まれ、言わば権利の主体である子ども本人の生活経験をとおして子どもの貧困を捉える視点を提示している。

(3) 子どもの貧困問題に対する国の責務と子ども食堂の役割

国連による子どもの貧困の定義を用いることで、「子どもの貧困」に内在する複合的な生活困難と権利侵害の様相を示すことが可能となる。表1に示したように、子どもの貧困には子育てを営む家庭（保護者）の経済的困窮と、そこから派生してくる子どもの生活困難（生き難さ／生き辛さ）が含まれている。こうした分析により、子どもの貧困問題に働きかけるルートには、保護者に対する経済的支援・子育て支援と合わせ、子どもを直接的に支援する言わば子ども支援の二つのルートを確認できる。これらを子どもの権利内容によって捉え返すと、子

どもの貧困問題と生活困難は、本来すべての子どもに無条件に保障される権利を損なっていることを意味する。

子どもの貧困問題とは、保護者（さらに女性や若者）の経済的困窮の問題であり、そこから派生する子どもの複合的な生活困難・権利侵害という二重の構造を成している。表1は、こうした子どもの貧困問題の複合性・多層性を子どもの権利内容に即して整理したものがある。このうち子育て家庭、すなわち保護者の経済的困窮は、子どもの権利条約における「保護者が第一次的養育責任を果たすための国の援助」（第18条）や「子どもの生活水準を確保するための社会保障」（第26条）の不十分さによって惹起されている。したがって、保護者（さらに女性や若者）の経済的困窮問題を根本的に解決する責務は国家にあり、本来政府は財政的措置をとって子どもの貧困問題解決に傾注すべきである。

他方で、子どもの貧困問題は、表1における「保護者の貧困から派生する子どもの生活困難と権利侵害の諸相」に示したように、子どもの社会的な育ち、栄養があり豊かな食事、遊び・余暇や文化的活動、学習資源へのアクセスなど、言わば現在を生きる子どもの生活内容や経験を乏しくさせていく危険性を伴っている。経済的困難を抱える保護者であれば、その余力を失っている可能性が高いのである。さらに言えば、近代以降子どもを産み育てるといった営みを各家庭の自助努力に委ねてきた結果、保護者の経済状況に関わらず、子どもたちの生活内容や

表1 子どもの貧困問題にどう向き合うか—子どもの権利の視点から

保護者の貧困	保護者の貧困から派生する子どもの生活困難と権利侵害の諸相	
経済的困窮と生活困難に直面する子育て家庭（保護者）	・子どもの生命、生存、発達の確保に対する脅威（第6条：生命への権利、生存・発達の確保）	<div data-bbox="1300 1355 1428 1915" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ②行政・民間・地域住民など多様な主体による子ども支援の位相（子ども食堂の機能を含む） </div>
<div data-bbox="167 1473 406 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「保護者が第一次的養育責任を果たすための国の援助」（第18条）、「子どもの生活水準を確保するための社会保障」（第26条）の不十分さ </div>	・子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達に十分な生活水準の欠如（第27条：生活水準への権利）	
	・遊びや余暇、休息、文化・芸術的活動等に参加する機会の剥奪（第31条：休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）	
	・自分の気持ちや考えを他者に聴いてもらう機会、自由に表明・表現する機会の減少（第12条：意見表明権）	
	・保健医療サービスへのアクセスの制限、栄養や清潔の確保、事故の予防への配慮の減少（第24条：健康・医療への権利）	
	・学習資源の制限と学習意欲の低下、高等教育を受ける機会の縮小、重い奨学金返済（第28条：教育への権利）	
	・虐待やネグレクトの危険の増大（第19条：親による虐待・放任・搾取からの保護、第34条：性的搾取・虐待からの保護）	
	・子どもの発達や参加の前提となる適切な情報にアクセスする機会の制限（第17条：適切な情報へのアクセス）	
	・高等教育進学率の低さなど社会的養護を利用する子どもの不利益（第20条：家庭環境を奪われた子どもの保護）	
<div data-bbox="167 1832 406 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①国家の責務：財政措置に基づく子どもの貧困対策の位相 </div>		

（出所）筆者作成

経験できることは空疎化してきている。この点こそ、子ども食堂などを通して第三者が子どもの育ちの支援に直接関与する意義が認められるのである。

3. 子どもの生活の豊かさを支える一子ども食堂の機能

(1) “食” のもつ働き

子どもの生活の豊かさを支える子ども食堂の機能とは何か。今日のように子ども食堂が注目される以前から、生き辛さ・生き難さを抱えた子どもを支える手段として、“食” のもつ働きを有効に用いてきた団体が存在する。主として不登校の子ども支援に取り組む特定非営利活動法人「フリースペースたまりば」と、主として非行少年の支援に取り組む特定非営利活動法人「食べて語ろう会」の活動を通して、これからの子ども食堂の可能性について考えていく。二つの活動には共通点が認められる。

特定非営利活動法人「フリースペースたまりば」代表の西野博之は、一時フリースクール東京シュレの職員をしており、そこで出会った子どもの居場所を確保するために活動を開始した。特定非営利活動法人「食べて語ろう会」代表の中本忠子は保護司の活動をしており、担当少年を支援するために食事づくりを開始する。いずれも困難を抱えた子どもとの具体的な出会い・関わりを契機として、固有名をもつ一人ひとりの子どもの求めに応じることをとおして、活動内容をつくり出してきた。

中本は子どものために食事作りを始める転機となった出来事を次のように述べている。「保護司とは、犯罪や非行を起こした人の更生を見守るボランティア活動です。保護観察となった人に月に4、5回の面接を行って、再犯をしないように指導するのです。」「保護司になって2年後のこと、私は、中学2年生のシンナー少年を受け持ちました。」「なんでこんなにこの子はシンナーを吸うのだろう。シンナーを吸っていたら、また警察に見つかって逮捕になる。そのことばかり気になり、どうしよう、どうしようと思っていたときに、何気なく、『どうしてシンナーやめれんの』と聞いたんです。すると、彼が言ったんです、『しょうがないんじゃあ、腹が減るとるんじゃけん』と、『腹が減ってるときにシンナー吸ったら、腹が満タンになるん?』と聞くと、『腹がすいたの忘れることができる』と言うんです。父親がアルコール中毒で自分にはしばらく何も食べていない。それで空腹を紛らわすためにシンナーを吸っているのだと」(中本 2017, 16-17)。

「『ほんじゃ、うちでご飯食べる? 飯ぐらい食わずど』と言うと、『ええーっ』って言って。その日に作った焼き飯は食べなかったけれど、翌日作ったチキンライスが2杯、おかわりして食べました。それからその子はうちでご飯を食べるようになったんです。その子に話を聞くと、シンナーを吸っているときにご飯を食べようと思って

『全部吐くんじゃ』と言うんです」(中本 2017, 18-19)。

中本忠子は複数の子どもが「睡魔と空腹だけは、絶対に辛抱はできんの」と話していたことを紹介し(中本・食べて語ろう会 2017, 115)、西野博之は「問題行動を起こしている子どもたちは、本当にお腹を空かせていることが多いです」(西野・山下 2018, 100)と述べている。中本は子どもが台所や茶の間で待っている間、食材を刻み、いりこでだしを取り、焼いたり、煮たり、揚げるなどして、手早く丁寧に食事を作り子どもに提供する。一人ぼっちの孤独や排除を少なからず経験してきた子どもにとって、お腹を満たすことと同時に、自分のために食事を作ってくれる人の存在、ご飯ができあがっていく時間や空間に身を置くことの心地よさを味わうことにも意義があると考えられる。

特定非営利活動法人「たまりば」では、ご飯を作っただけで食べるという営みの中に、子どもが生活の主体となっていく仕掛け(個人を大切に相互の関わり)を組み込み、支援を展開していると考えられる。西野博之は次のように述べている。

「僕たちが目指してきたのは、暮らしを取り戻す、暮らしの主体を取り戻すということです。行政の不登校支援で、なぜ不登校が減らないのか、そもそも支援のあり方がどこかまちがっているのではないかと言いましたが、僕たちのご飯をつくって食べるというシンプルな取り組みで、子どもたちは元気になっているわけです。学校に行きたい子はまた学校に行ったり、高校や大学に行ったり、働いている人もいます。すべてそれがゴールでも何でもないですけど、学校に行こうが就職しようが、その前に、自分で自分自身を受け入れていくというか、『こんな俺でも、私でも大丈夫と思える私になっていく』」(西野・山下 2018, 146)。

「子どもが遊びの主体と暮らしの主体を取り戻していく、自分たちで火起こしして調理をする、毎日のご飯をいっしょにつくる、野菜を育てる、野菜を洗い、カットし、調理の仕方を覚える。その暮らしをていねいにやっていくところに力を入れていると、子どもが生きていくうえで、いろんな自信を身につけることがわかってくるんですね。毎日、食卓を40人くらいで囲みながら、『つくってくれた人、ありがとう』という声が飛び交う。ひとりじゃないという安心と、人から感謝される経験の積み重ねが、自己肯定感を育てていく。いまの不登校支援には、そのあたりがすっぽり抜け落ちているような気がするんです」(西野・山下 2018, 147)。

(2) 子どもを主体としたつながり

農林水産省は子ども食堂の特徴とその意義について、次のように述べている。「近年、地域住民等による民間初

の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組が増えています。」「子供食堂の活動は様々ですが、親子で参加する場合も含め、(a) 子供にとっての貴重な共食の機会の確保、(b) 地域コミュニティの中での子供の居場所の提供等の積極的な意義が認められます」。食育を推進する農林水産省の視点から、子ども食堂の基本的な要件を導き出すと、子ども食堂は地域住民等による取り組みとして注目され、地域コミュニティにおいて共食を経験できる子どもの居場所と捉えることができよう。

それではどのようにしたら子ども食堂を子どもの居場所にすることができるのか。子どもに居場所を提供するとか、子どもの居場所を作ることは、ある種の矛盾を伴っている。なぜなら居場所とは本来、他者によって提供されるものではなく、子ども自身が“ここがわたしの居場所”と自ら選び出し、実感することで成立するからである。それでは子どもがここはわたしの居場所と実感していることをどのような指標によって判断できるのか。それは子どもが他者との関わりの中で、自分の気持ちや意見を自然に表現できるということではないか。

子どもが初めて子ども食堂を訪れる時、その場にいる人は自分を迎え入れてくれるのか、指導されたりすることはないかなど、不安な気持ちを抱いていると考えられる。中本はそうした子どもの気持ちを察して、次のように述べている。「うちはね、子どもに、いっさい、聞かないの。」「『よう来たの』と言って受け入れるだけです。」「うちに来てもらったら、とにかく心をゆったり、寛いで、食事をたくさん食べて…最初はそれだけでいいんです」(中本 2017, 52)。それと同時に中本はやってきた子どもに「関心」を持つことの大切さを強調する。「子どもは自分のことを否定されるのも嫌いだけど、無視されるのが一番つらいんです」(中本 2017, 64)。こうした工夫によって、その場が少しずつその子どもの居場所になっていく。

西野博之は子どもの居場所を端的に「生きているだけで祝福される場所」と表現している。その根源的な方法として「君が生まれてきたこと、今生きているだけで尊いこと、すごいことなんだということを伝えていく」(西野・山下 2018, 148)と述べている。

このように子どもの居場所づくりの基本は、一人ひとりの子どもを大切にしていくこと、すなわち子どもの権利条約第3条の「子どもの最善の利益」*1を考慮することであり、言わば担い手が子どもと向き合うときの原理として、目の前にいるその子どもにとってもっとも望ましいことは何か考える手続きを踏むことである。子どもの居場所づくりの場面における子どもの最善の利益を考

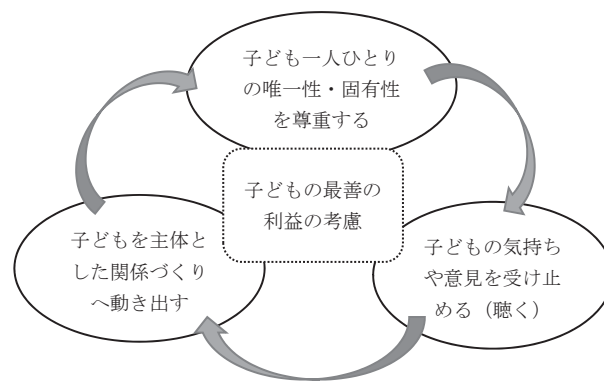


図1 子どもの最善の利益を考慮する関わり—子どもの居場所づくりに向けて

(出所) 筆者作成

慮する関わりとしては、図1に示した3つの視点、すなわち、①子ども一人ひとりの唯一性・固有性を尊重する、②子どもの気持ちや意見を受け止める（聴く）、③子どもを主体としたつながりへ動き出す等の対応が求められるよう。なお、こうした順序について、他者との関わりが先行して、主体性が現れることを示唆している。

4. 大泉こども食堂の取り組み—子どもを主体としたつながりに向けて

ここでは子ども食堂の活動例として、筆者が学生と共に取り組んでいる「大泉こども食堂」の様子について、いくつかの写真と合わせ紹介する。2016年11月に練馬区内の民家を用いて活動を開始し、今年（2018年）で3年目となる。担い手の中心は大妻女子大学家政学部児童学科の学生であるが、他学科や他大学の学生の参加もある。大妻女子大学地域連携推進センターから食材費と交通費（学生）の助成を得ている。



写真1 大泉こども食堂の外観

2017年度は計10回開催し、参加者は子ども延べ113名、保護者延べ33名、見学者11名、学生スタッフ延べ60名であった。今年（2018年）に入り最も多いときは1日29名の参加者を得ることができた。所在地が練馬区と和光市の境目であるため、普段は異なる学校（小学校の場合、4か所）に通う子どもたちが集まってくる。子どもの年齢も乳児から中学3年生まで幅広い。活動の性質から、

食品衛生責任者養成講習会（一般社団法人東京都食品衛生協会）の受講を修了し、練馬保健所による食品衛生実務講習会に参加している。学生は10：30に現地集合し、調理や環境づくりなどの準備を開始する。食事を提供できる時間帯は12：00～14：00の2時間であるが、ほとんどの子どもや保護者は16：00頃まで過ごしている。

これまでに作ったメニューとして、煮込みハンバーグ、野菜餃子、だしの効いたうどん、ポテトコロッケ、親子丼、オムライス、鶏のから揚げ、豚汁、クリームシチュー、鶏肉のトマト煮、お好み焼き、肉じゃが、カレーライス、ちらし寿司、おでん、ビーフシチュー、しょうが焼き、ロールキャベツなどが挙げられ、クリスマスの時期は子どもたちとケーキ作りに取り組んだ。

大泉子ども食堂で大切にしていることは、子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの子ども（さらに保護者）を主体とした交流の場をつくり出すことであり、そのために一人ひとりの子どもや保護者を大切にしていることを心がけている。また、学生のいる子ども食堂という特徴から、“あなたがここに来てくれることが学生の学びの手助けになっている”（→子ども・保護者・学生の対称的な関係）という視点も基本に置かれている。



写真2 台所の様子



写真3 うどん作りの様子

大泉子ども食堂における出来事の一部を紹介する。早い子どもは11時頃に「こんにちは」とやってくる。宿題を持参してやり始めることもあれば、友だちと遊び始めることもある。「今日のご飯は何？」と台所に顔を出す子ども。時には餃子を包む・野菜を刻むなど、お手伝いを

することもある。11：30頃になると赤ちゃん連れの保護者などもやってきて、畳の部屋で一息ついている。12時頃になると学生が「ご飯できましたよ」と呼びかけ配膳を開始するが、小中学生も自然に手伝い始める。学生の一部は子どもや保護者の隣でお話ししながら一緒に食べる。お代わりをする子どもが台所にやってくる。学生によそってもらい「たくさん食べてね」と声をかけられている。食べ終わると「ごちそうさま」とお皿を台所に運んでくる。一番たくさん食べるのは学生である。作っている途中から「お腹すいたね、早く食べたい」と話している。

畳敷きの広間に面して比較的広い庭があるため、子どもたちはバドミントン、卓球、フリスビー、水風船、鬼ごっこ、裸足で芝生の上を歩くなど、学生を捕まえて思い思いに遊び始める。車道に出ることなく広い公園に行くこともできる。キックボード、かくれんぼや鬼ごっこ、虫取り、凧揚げ、芝生の上でごろごろする子ども。庭の家庭菜園で大根を抜いたり、柚をもいだこともあった。広間では、保護者が学生に子育ての体験談などを語り、熱心に聴く学生の姿が見られる。その保護者の赤ちゃんのお世話をする学生や小中学生。一人の学生を独占して人形遊びをする子ども。追いかけてこや人生ゲームが始まることもある。ソファで学生に抱っこしてもらっている小学生女児。筆者とキャッチボールをするために首を長くして待っている子ども。茶道部の子どもがお茶をたてて皆にふるまったり、ハンドベルの演奏をしたこともあった。おやつがほしくなる頃に、台所でポップコーンづくりを始める子ども。売れ行きがよく、嬉しそうな顔をしている。



写真4 しょうが焼き定食

ある日、学生が室内のホワイトボードに「来月の子ども食堂から、お勉強見てほしい人は、声をかけてね」と書くと、中学生の女児が「ぜひお願いします！」と書き込んだ。食事のあと静かな部屋で学生に見守られて宿題をする子どもの姿も見られる。2017年度に平塚から毎回参加した学生は、「月1回しか会えないけれど、『楽しみにしていた』と声をかけてくれる人、自分の話をしてくれる人を見ていると、子ども食堂という場が、その人たちの支えに少しでもなっているのではないかと感じた。

普段考えていること、不安に思っていることを自然に聞いてもらえるという環境がいいのかなと思った。料理のできない私はがんばって作ってみるきっかけにもなった。子どもたちがおいしいと言ってくれたり、おかわりをしたいと言ってくれるのはうれしかった。クリスマスケーキやお好み焼きを作った時など、子どもと一緒にできたので大家族になったようで楽しかった」と語っている。

おわりに

子ども食堂が広がりを見せたひとつの契機として子どもの貧困問題を取り上げてきた。しかし、この他にも子どもたちの生活の厳しさを指し示す調査結果が報告されている。2017年度の児童虐待相談対応件数（児童相談所）は、133,778件（速報値）であり、27年連続で過去最多を更新した。また、2017年度のいじめの認知件数は、小学校317,121件（前年度237,256件）、中学校80,424件（前年度71,309件）、高等学校14,789件（前年度12,874件）、特別支援学校2,044件（前年度1,704件）、全体では過去最多の414,378件（前年度323,143件）となっている（文部科学省 2018, 25）。2017年度の小学校の不登校児童生徒数は全児童の0.54%に当たる35,032人（前年度30,448人）、中学校の不登校児童生徒数は全児童3.25%に当たる108,999人（前年度103,235人）におよび、いずれも2013年度から5年連続して増加している（文部科学省 2018, 88）。さらに文部科学省によると2017年度の小中高生の自殺者は250人、一方で警視庁の統計では341人におよぶと報告されている（文部科学省 2018, 128）。日本は1998年から14年連続で年間自殺者数3万人超の自殺大国であり、現在は2万人台となったが、子ども・若者の自殺者数は減少していない。

つながりが失われ人びとの不安を映し出すかのように、同調圧力を強め子どもに適応を強いることの多くなった社会の中で、一人ひとりの子どもをありのまま受け止め、子どもを主体としたつながりをつくり出すことのできる子ども食堂の存在意義はますます高まっている。一人ひとりの子どもがかけがえのない子ども時代を、“人間らしく、子どもらしく、自分らしく”生きていくことができるように。

脚注

*1 「子どもの最善の利益」(best interests of the child) の考えは、子どもの権利条約の根幹であり、支援の担い手が特定の子どものためにもっとも望ましいことは何か考える手続きである。そのため、子どもの最善の利益のために既存の法制度などを相対化していく潜在力を有して

いると考えられる。

文献・資料

- 阿部彩 (2008). 子どもの貧困—日本の不公平. 岩波書店.
朝日新聞日刊. 2018年4月4日.
朝日新聞日刊. 2018年7月2日.
荒牧重人 (2013). “子どもにやさしいまちづくりの展開と課題”. 子どもにやさしいまちづくり第2集. 日本評論社, 3-27.
石平晃子 (2016). “地域がリビング, ダイニング”. 子ども食堂をつくろう!—一人がつながる地域の居場所づくり. 明石書店, 84-93.
子どもの貧困白書編集委員会 (2009). 子どもの貧困白書. 明石書店.
栗林知絵子 (2018). “広がれ! 居場所・子ども食堂の輪, つながれ! ゆるやかなネットワーク”. 子ども NPO 白書 2018. エイデル研究社, 62-70.
毎日新聞日刊. 2018年4月4日.
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2018). 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について. 文部科学省.
内閣府ホームページ. “家族関係社会支出”. <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/gdp.html> (入手日: 2018.11.25).
中本忠子 (2017). あんた, ご飯食うたん?. KANZEN.
中本忠子, 食べて語ろう会 (2017). ちゃんと食べると?. 小鳥書房.
西野博之, 山下英三郎 (2018). 居場所とスクールソーシャルワーク. 子どもの風出版会.
農林水産省ホームページ. “子供食堂と連携した地域における食育の推進”. <http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html> (入手日: 2018.11.25).
NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク (2016). 子ども食堂をつくろう!—一人がつながる地域の居場所づくり. 明石書店.
荘保共子 (2016). 子どもの貧困対策活動—居場所をつくる児童館の取り組み. 公衆衛生 Vol. 80, No. 7, 511-517.
ユニセフ (2007). “国連総会, “子どもの貧困” の強力な定義を採択”. http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pres_07_02.html (入手日: 2018.11.25).
湯澤直美 (2016). “子どもの貧困対策と自治体行政—子どもの貧困対策推進法・生活困窮者自立支援法”. 公衆衛生 Vol. 80, No. 7, 496-501.

この論文は、2018年9月6日に開催された第3回家政学夏季セミナーの講演者に執筆依頼したものである。